

【2023年12月号(第24号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず足元の中国マクロ経済の状況と10月末に実施された中央金融工作会議についてお伝えいたします。次に新産業における中国の標準化と知財に係る政策と現状について解説いたします。また、欧州の中国製EVに対する反補助金調査と日本企業への影響について、最後に連載の最終回となります、中国企業との合弁期限到来時の対応についてのケーススタディ分析をお届けいたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス…………… P1
2. 足元の中国経済動向…………… P2
3. 新産業標準化推進と知財活用によるイノベーション発展の強化と展望…………… P6
4. 欧州の中国製EVに対する反補助金調査と日本企業の留意点…………… P15
5. アフターコロナにおける中国国有企業との付き合い方④…………… P18

2023 年 12 月

MIZUHO

《チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス》

中国営業推進部
(インフォライン)

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	<p>ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境）</p> <p>サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）</p> <p>サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法</p> <p>マクロ経済</p> <p>・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド</p> <p>・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路</p> <p>・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI</p> <p>・エネルギー ・標準化推進 ・グリーン金融</p> <p>・資本市場 ・生成AI ・環境規制</p> <p>・コーポレートガバナンス ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池</p> <p>・税制改革 ・事業再編 ・知財保護</p>		
※1 集団学習	<ul style="list-style-type: none"> 新時代中国特特色社会主義思想学習 (第20期第4回2023/3) マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓 (第20期第6回2023/6) 軍事管理の全面的強化 (第20期第7回2023/7) 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな発展構造の構築 (第20期第2回2023/1) 基礎研究の強化 (第20期第3回2023/2) WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコントロール能力の向上 (第20期第8回2023/9) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育強国建設の加速 (第20期第5回2023/5) 中華民族共同体意識の強化 (第20期第9回2023/10) 涉外法制度の構築の強化 (第20期第10回2023/11)
※2 パブコメ	<ul style="list-style-type: none"> 食糧安全保障法(第2回) (23/10/25～11/23) 国务院組織法(23/10/25～11/23) 国家秘密保持法 (23/10/25～11/23) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融安定法 (22/12/30～23/1/28) 増値税法(第2回目草案) (23/9/1～9/30) 会社法(第3回目修正草案) (23/9/1～9/30) 資本項目外貨業務ガイドライン(11/16～11/26) 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案 (23/1/13～2/27) 刑法修正案(十二) (23/7/26～8/24) 治安管理处罰法 (23/9/1～9/30) データの越境移転の規範と促進(9/28～10/15) 製品品質法改正案(10/18～11/18)
主な公表済政策等	<ul style="list-style-type: none"> 中国共産党定款 (22/10/22) 国务院機構改革方案 (23/3/10) 立法法 (23/3/13) 党と国家機構の改革方案 (23/3/16) 国务院工作規則 (23/3/18) 徴兵工作条例 (23/4/12) 反スパイ法 (4/27公布・7/1施行) 対外関係法 (6/28公布・7/1施行) 領事保護と協力条例 (23/6/29) 幹部が知るべき、把握すべき党内規制及び国家法律リスト制度の構築 (23/8/2) 外国国家免除法 (23/9/1) 	<ul style="list-style-type: none"> 民営経済の発展促進に関する意見 (23/7/14) 民営経済の発展促進に関する若干措置(23/7/28) 消費の回復と拡大措置に関する通知(23/7/31) 外資投資環境の更なる改善及び外資投資の誘致の強化に関する意見 (23/8/13) 事業者集中コンプライアンスガイドライン (23/9/5) 福建省に台湾融和発展モデル区の設立意見(23/9/12) 上海市「ECシルクロード」協力先行区の設立(23/10/23) 中国(新疆)自由貿易区総体方案(23/10/31) 外資企業への差別的扱いの整理の書簡(23/11/8) 政府と社会資本の協力体制の規範実施(23/11/8) 北京市のサービス業の深化とモデル区の更なる開放の方案(23/11/23) 民営経済の発展への金融支持措置の強化(23/11/27) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境標準契約弁法 (23/2/22) 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(23/5/30) 生成AIサービス管理弁法(7/10公布、8/15施行) 知的財産権の法律執行の強化の意見(23/8/8) 個人住宅ローン政策の調整改善(23/8/31) 改正行政複審法(23/9/1公布、24/1/1施行) 改正民事訴訟法(23/9/1公布、24/1/1施行) 未成年者インターネット保護条例(23/10/24) 海洋環境法(23/10/24公布、24/1/1施行) 愛国教育法(23/10/24公布、24/1/1施行) 2024年一部の休祝日スケジュール(23/10/25) 低炭素化社会構築法案(23/11/6) ICV許可と道路通行の試験的展開の通知(11/17)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2023/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/12以降)

足元の中国経済動向

— 中央金融工作会议ではリスク防止・解消に重点 —

みずほ銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー部
主任エコノミスト 伊藤 秀樹
E-mail: hideki.ito@mizuho-cb.com
T e l : +86-21-3855-8888 (Ext1177)

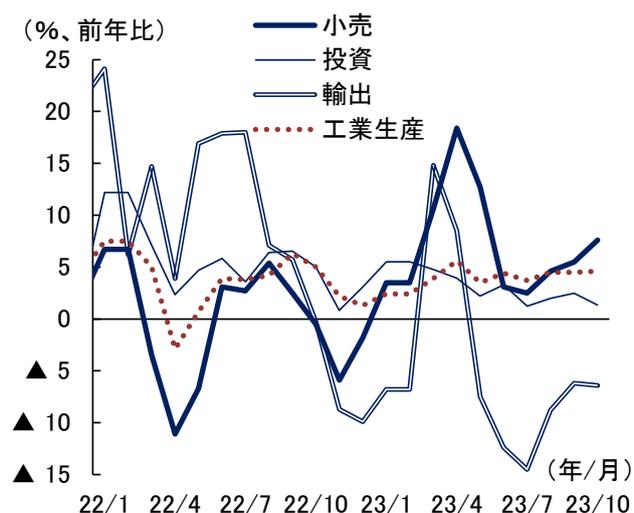
【 要約 】

- 10月の経済指標は、季節調整済前月比の推移より小売売上高・工業生産は概ね横這い、固定資産投資は小幅に減速した。輸入については、通信・電子での在庫調整の進展等を背景に持ち直す様子がみられるが、景気全体では力強さを欠く状況が続いている。
- 10月末に実施された中央金融工作会议では、中期的な金融行政の方向として、地方債務や不動産業界のサステナビリティを重視する姿勢が鮮明に。中央政府による当該分野へのグリップを強化し、金融リスクの防止や解消に動く方針。

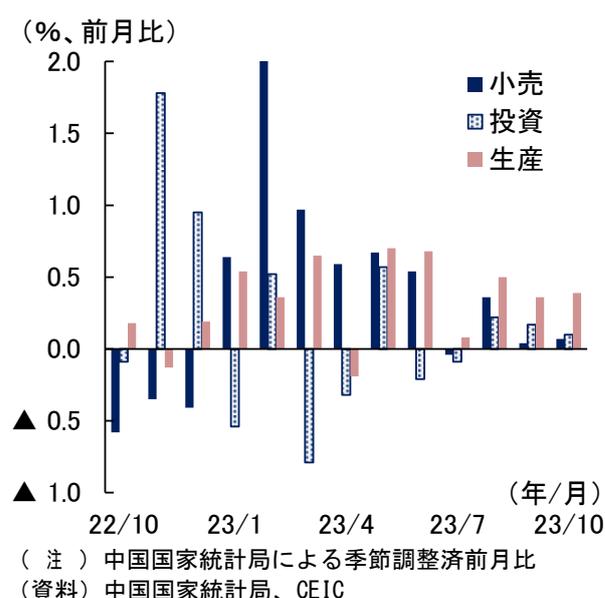
■ 内需は勢いを欠く状況が続く一方、輸入動向には変化も

10月の経済指標は、前年同期比では工業生産・輸出は横ばい圏での推移、小売売上高は加速、固定資産投資は減速する結果となった(図表1)。ただし、昨年の10~12月期は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により消費をはじめ経済活動に強い下押し圧力がかかっていたため、「前年比」の指標には前年要因による反動が含まれる。より実態に近い季節調整済の前月比(以下、「前月比」)でみると、小売売上高・工業生産は概ね横這い、固定資産投資は小幅に減速しており、足元の景気は力強さを欠いていると表現するのが適切だろう(図表2)。以下では、それぞれの指標について振り返りたい。

図表1 主要月次指標(前年同月比)



図表2 主要月次指標(前月比)



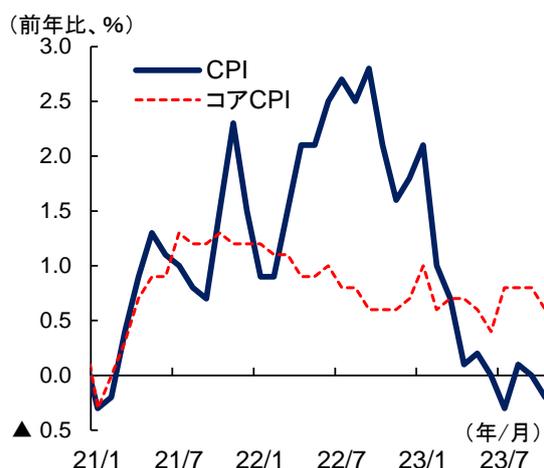
小売売上高は前年同月比+7.6%（前月：同+5.5%）と前年の落ち込みを受けた反動により加速したように映るが、前月比では+0.07%（前月：同+0.04%）と横ばい圏で推移しており、かつその伸び率は小幅に留まる（図表1・2）。9月までの消費マインドは依然として中立を下回っており（図表3）、低調な消費意向を反映する結果となった。盛り上がりを欠く内需（後述する不動産の低迷継続も含む）を受けて、10月の消費者物価指数は再びマイナスとなり、食品・エネルギーを除くコアCPIも低下している（図表4）。

図表3 消費者マインド



(資料) 中国国家统计局、CEIC

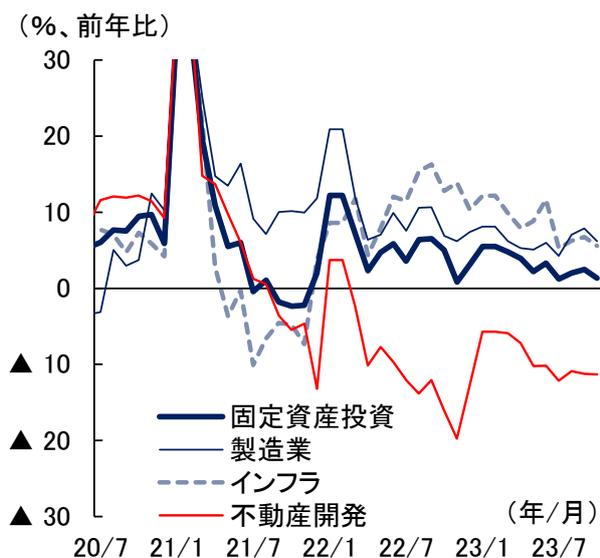
図表4 消費者物価指数 (CPI)



(資料) 中国国家统计局、CEIC

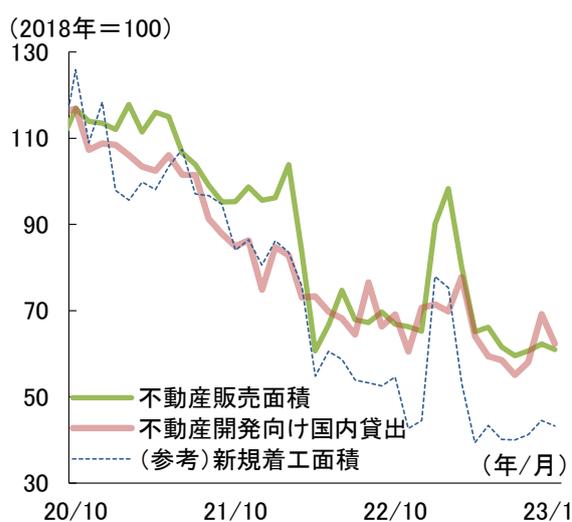
固定資産投資については、前年同月比+1.3%（前月：同+2.5%）、前月比+0.1%（前月：+0.17%）と減速した（図表1・2）。以前より続く不動産投資の低迷を製造業・インフラ投資で補う構図は、今月も変わらない（図表5）。今夏に実施された1級都市の不動産購入制限の緩和をはじめとする一連の措置^{※1}をうけて、一部の不動産関連指標に改善がみられるがその足取りはおぼつかない（図表6）。

図表5 固定資産投資



(注) 公表済累計伸び率より単月実績を計算
(資料) 中国国家统计局、CEIC

図表6 不動産関連指標



(注) みずほ銀行(中国)による季節調整値
(資料) 中国国家统计局、CEIC

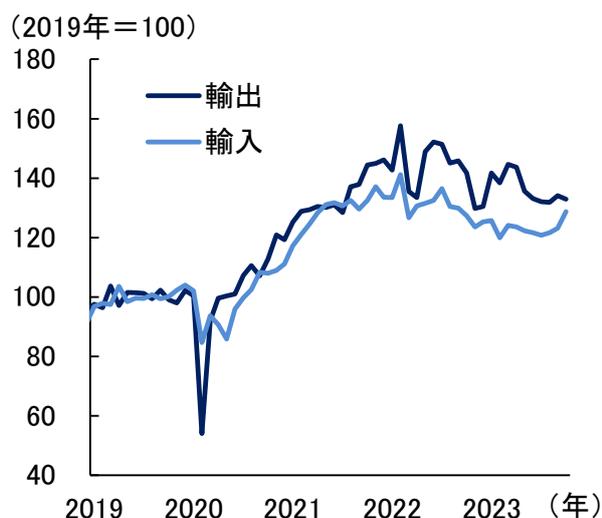
※1 詳細は、みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第676号）（2023年9月8日）をご参照

輸出入（財、名目ドル建）はそれぞれ前年同月比▲6.4%（前月：同▲6.2%）、同+3.0%（前月：同▲6.2%）と、輸入が改善した。弊社の季節調整値による前月比でも同じような傾向がみられた（図表7）。

輸入については、半導体等の電子関連の伸び率（前年比）が前月よりマイナス幅を縮小し、原油・鉄鉱石の拡大が持ち直しをけん引した。通信・電子については、国内における在庫循環からも生産が拡大する局面にあり（図表8）、輸入増に寄与したとみられる。

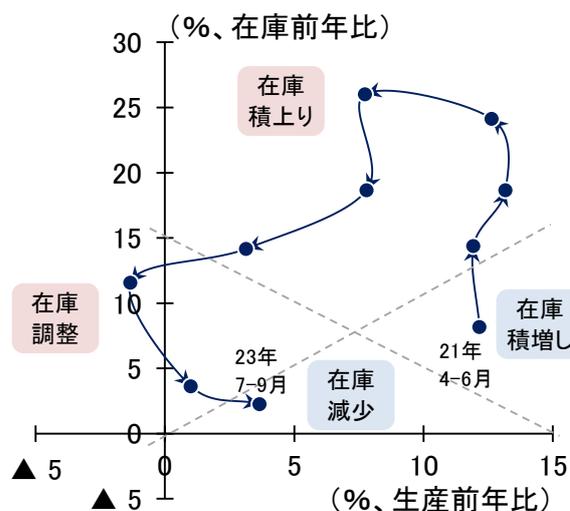
足元の景気は緩やかな回復ペースが継続しているが、来月以降も「前年比」の指標は実態以上に高い（良好な）数字が出やすい。なかでも前年の同時期において低迷が著しかった小売売上高はその傾向が強く、景気実勢の見極めに留意が必要だ。

図表7 輸出入（米ドル建、季節調整値）



（注）みずほ銀行（中国）による季節調整値
（資料）中国海関総署、CEIC

図表8 在庫循環図（通信・電子機器）



（注）在庫の伸び率はPPI（前年比）で実質化
（資料）中国国家統計局、CEIC

■ 中央金融工作会議にみる今後の金融行政

10月30～31日、中期的な金融行政の方向性を議論する中央金融工作会議が開催された。本会議は1997年以降、5年毎に実施しており、2007年（第3回）までは国有銀行改革など金融システム民営化や市場経済化が推進されてきた。リーマンショックを経た2012年（第4回）以降は、金融監督の強化によるシステミックリスク防止が加わり、経済発展と金融安定のバランスを図ってきた経緯がある。

今回も、前回（2017年）と同様に①金融改革、②リスクの防止・解消、③実体経済への支援、④対外開放を重視する内容となったが、前回以降の経済・金融情勢、5カ年計画等の政策動向を踏まえて、②リスク防止は踏み込んだ内容となった。このほか、③実体経済、④対外開放についても新たなキーワードが並び、詳細については図表9をご覧ください。

内外の関心が高い金融リスクの防止・解消については、これまで以上に中央政府によるグリップ強化が明確となった。地方政府債務については、これまで消極的だった中央政府主導によるリスク対処を鮮明化させており、（足元で進む）地方政府債務の可視化（LGFV^{※2}が抱える債務の地方政府による借り換え）に加え、中央政府が地方債務の肩代わりに動く可能性も否定できない。また、不動産について

※2 地方政府が資金調達するためのプラットフォームで、Local Government Financing Vehicleの略。地方融資平台とも呼ばれる

ては、中核的デベロッパー（民間含む）に対する政府の救済措置が示唆されたほか、リスク防止を巡り「仕組み」の確立を強調するなど、当面の問題に対処しつつ持続可能なスキームを構築しようとする姿勢もうかがえる。

大きな流れとして、短期的にはリスク回避・解消を最優先として金融分野に対する中央政府による管理が強まることが予想されるが、中期的には市場化・自由化を通じた効率的な金融市場の発展を目指すこれまでの方針は変わらないとみられる。前回の会議実施後には、直接金融の発展を促す株式発行登録制度の開始（23年）や、証券業の外資出資規制の撤廃（20年）、ベンチャー向け調達市場としての北京証券取引所の設立（21年）をはじめ、会議の方針に沿った具体的な政策の実行や見直しが行われてきた。今般の会議で標榜する、リスク防止・解消に対する持続可能な枠組みの構築について、今後実施される具体的な政策に注目したい。

図表9 中央金融工作会議の概要

項目	前回（2017年7月）	今回（2023年10月）
主要テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 実体経済へ奉仕、金融リスクを防止・コントロール、金融改革を深化 	<ul style="list-style-type: none"> 金融強国建設を目標、金融の質の高い発展推進をテーマ、金融の供給サイド構造改革をメイン、監督・管理の全面強化、リスク防止・解消を重点とする 金融は（実体）経済・社会発展のために質の高いサービスを提供
改革	<ul style="list-style-type: none"> 国务院金融安定発展委員会を設立し、人民銀行のブルードレンス管理とシステムリスク防止強化 金融機関システムの最適化・国有金融資本の管理を整備 直接金融の発展を重要と位置付ける 株主構造を最適化し、リスク制御の仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 党が金融業務を指導する制度を改善し、中央金融委員会で必要な役割を果たす 株式発行登録制の深化を推進、株式による多様な資金調達を発展 政策金融機関の役割強化 国有金融資本管理を整え、銀行資本金補充チャネル拡大、政策金融機関の役割強化 国有金融機関が実体経済支援の主力と金融安定のバラストとなるべく支援 ⇒ポイント：直接金融市場の発展に向けた改革。国有大手行の重要性を再確認
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 監督管理を強化し金融リスクの防止・解消能力を高める 国有企業のレバレッジ引き下げを重点中の重点とし、「ゾンビ」企業の処理へ インターネット金融の監督管理強化 人民元レートの形成メカニズム改革の深化 	<ul style="list-style-type: none"> 中小金融機関のリスクを迅速に処理 地方債務リスクを防止・解消する長期的に有効な仕組みを確立し、質の高い発展に見合った政府債務管理の仕組みを確立する 不動産企業の主体監督・資金監督管理制度を健全化し、不動産金融のマクロブルードレンス管理を整え、様々な所有制の不動産企業の合理的な融資需要を満たす 人民元の為替レートを合理的なバランスをとれた水準に安定させる ⇒ポイント：リスクへの中央政府によるグリップ強化、持続可能な「枠組み」構築
実体経済	<ul style="list-style-type: none"> 金融包摂、零細企業、「三農」への支援強化 グリーン金融発展を奨励。イノベーション駆動による発展、新旧動力エネルギーの転換、イノベーション促進による雇用の支え等へ金融支援強化。直接金融発展を重要と位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術革新、先進製造、グリーン発展と中小零細企業の支援・促進 国家食糧とエネルギー安全の確保をサポート 科学技術金融、グリーン金融、金融包摂、養老金融、デジタル金融に取り組む ⇒ポイント：注力分野を明確化、食糧・エネルギー安全保障に言及
対外開放	<ul style="list-style-type: none"> 人民元の国際化を着実に推進し、資本項目の兌換性を着実に実現 金融業の対外開放を進め、「一帯一路」に向けた金融革新を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 金融の高水準の開放推進に力を入れる 「引進來」（導入）と「走出去」（海外進出）の双方を重視 金融分野の制度型開放を着実に拡大し、国境を越えた投資を円滑化 外資系金融機関と長期資本の中国での業務展開を呼び込む 人民元の国際化を着実に推進 上海・香港国際金融センターの地位を高める ⇒ポイント：対外的な金融支援の継続に加えて、国内市場開放（資金流入）も強化

（資料）新華社通信、各種報道

以上

新産業標準化推進と知財活用による イノベーション発展の強化と展望

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

E-mail: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

T e l : 03-5220-8729

【 要約 】

- 中国ではイノベーション主導の発展、知財の保護活用と標準化の推進が重要視されており、今秋にも新たな関連政策が複数公布・実施されている。
- 中国は豊富な知財資源を産業発展の重要な政策手段として利活用することで、質の高い発展、知財強国の建設を目指している。
- 本稿では、中国の標準化と知財発展の最新政策を取り上げたうえ、政策にかかわる主要分野の現状を概観し、その成果と課題を明らかにする。
- 特に新産業やデジタル・グリーンテック関連の知財市場の拡大が見込まれており、産業化に伴う様々なビジネスチャンスや国際提携の可能性も展望される。

1. はじめに

中国では第13次5カ年計画期（2016～2020年）の直前からいわゆる第4次産業革命の勃興に備えて積極的にイノベーション主導の発展に取り組んでおり、中でも知的財産権の保護活用と標準化に注力し、様々な関連政策を打ち出してきた（**図表1**と**図表2**）。

新たな産業革命に乗り遅れないためにも知財重視と標準化推進の政策スタンスが重要な意義を持つことは言うまでもないが、中国経済成長のパターン転換とイノベーション牽引力の育成のためにも重要な取り組みである。これは近年中国が強調してきた質の高い発展（2020年以降の知財政策も質の高い発展や知財強国の建設を掲げているものが多い）の推進にも合致する。

これを踏まえて2021年からの第14次5カ年計画期（2021～2025年）にも知財保護活用と標準化発展強化の更に詳細な政策が公布・実施され（**図表1**と**図表2**の下段）、内外経済情勢の変化や産業競争の中に置かれる企業などは政策への関心も高いと思われる。

本稿はこうした政策の新しいトレンドに留意しつつ、政策展開を概観した上で、特にいくつかの重要かつ総合的な政策を

図表1 中国の知的財産権保護活用に関する主要政策の展開

No.	関連政策・計画の名称	公布機関	公布年月
1	国家知的財産権戦略を深入实施する行動計画(2014～2020)	国務院	2014年12月
2	新情勢下の知的財産権強国建設の加速に関する若干意見	国務院	2015年12月
3	“十三五”国家知識財産権保護運用計画(2016～2020)	国務院	2017年1月
4	新情勢下における知的財産権侵害とコピー劣悪商品の製造販売の取締強化に関する工作意見	国務院	2017年3月
5	2017年国家知的財産権戦略の深度実施と知的財産権強国の建設加速の推進計画	国務院	2017年6月
6	“十三五”国家知識財産権保護運用計画重点任務配分方案	国務院	2017年8月
7	2018年全国特許事業発展戦略推進計画	知財局	2018年1月
8	“インターネット+”知的財産権保護工作方案	知財局	2018年8月
9	2019年国家知的財産権戦略の深度実施と知的財産権強国加速推進計画	国務院	2019年6月
10	知的財産権の保護強化に関する意見	国務院	2019年11月
11	知的財産権の高品質発展推進のための年度作業手引き	知財局	2020年4月
12	2020年国家知的財産権戦略の深度実施と知的財産権強国加速推進計画	国務院	2020年5月
13	知的財産権の質の高い発展を促進する作業手引(2021)	知財局	2021年3月
14	知的財産権保護強化への連携協力促進に関する意見	知財局、公安部	2021年5月
15	知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)	党中央、国務院	2021年9月
16	“十四五”期間における国家知的財産権保護と運用計画	国務院	2021年10月
17	特許・商標審査「第14次5カ年計画」	知財局	2022年1月
18	知的財産サービス業の質の高い発展の加速推進に関する意見	知財局など17部門	2023年1月
19	産業の革新と発展のための知的財産権に関する行動計画(2023年-2027年)	工信部、知財局	2023年9月
20	特許実用化運用特別行動プラン(2023-2025年)	国務院	2023年10月

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表はその他の関連策や地方別の関連政策などを含まない。

取り上げて紹介したい。

これらの領域における足許の政策実施効果と直面する課題を明らかにし、今後の知財事業・標準化ビジネス市場の発展を展望したい。

2. 経済成長と産業発展の重要資源と政策手段となった知財・標準化

地域政府を含む中国政府の政策強化のもとで、中国の知財・標準化事業は発展しており、すでに中国のイノベーションの発展推進の両輪として、また経済成長と産業発展の重要な資源や政策手段にもなりつつある。

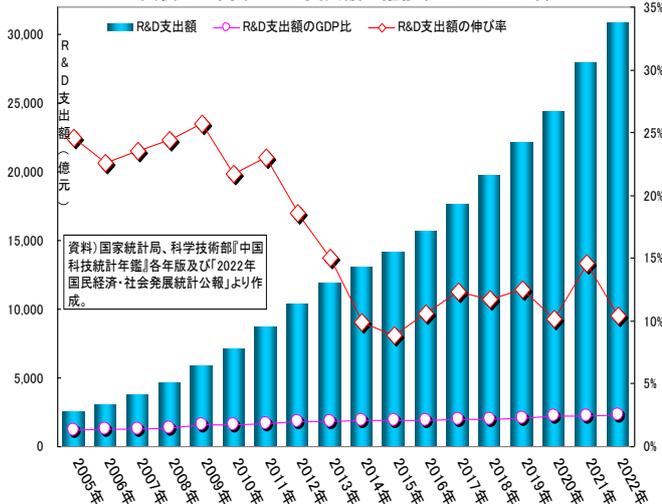
ここでまず中国の知財事業の発展状況を簡単に振り返りながら、研究開発の投入動向と工業標準の整備による効果を確認し、知財政策の強化背景を考えておきたい。

図表2 中国の標準化発展促進に関する政策展開の強化

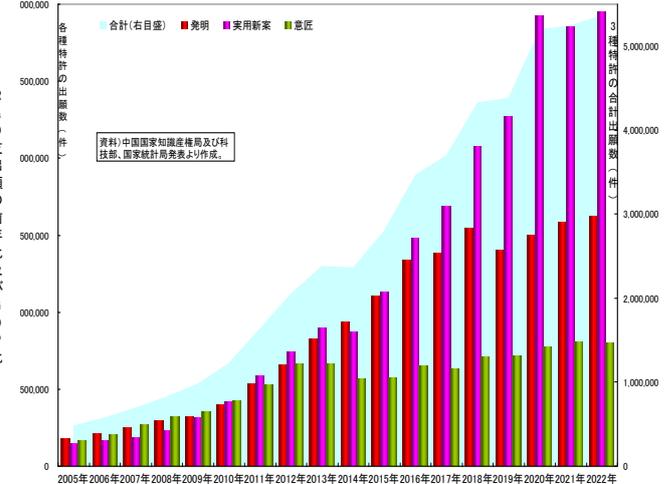
No.	関連政策・計画などの名称	公布機関	公布年月
1	標準化作業の深化の改革案に関する国務院の通知	国務院	2015年3月
2	標準化“一帯一路”行動計画(2015-2017)	標準化管理委	2015年10月
3	国家標準化体系建設発展計画(2016-2020年)	国務院弁公庁	2015年12月
4	工業と通信業“十三五”技術標準体系建設案	工信部弁公庁	2016年8月
5	鉄道標準化“十三五”発展計画(2016-2020)	国家鉄路局	2017年2月
6	“十三五”技術標準科技创新計画	科技部質検総局、標準化管理委	2017年6月
7	標準化“一帯一路”共同建設行動計画(2018-2020)	標準化管理委	2017年12月
8	工業・通信業標準化作業の“一帯一路”建設のために奉仕することに関する実施意見	工信部	2018年11月
9	国家新一代人工知能標準体系建設指南	中央政府5部門	2020年7月
10	国家標準採用国際標準作業指南(2020年版)	標準化管理委	2020年11月
11	“十四五”期商務領域標準化の建設強化に関する指導意見	商務部	2021年8月
12	国家標準化発展概要	中共中央、国務院	2021年10月
13	エネルギー高消費業界重点領域におけるエネルギー効率規範標準と基準水準(2021年版)	発改委	2021年11月
14	建材業界智能制造標準体系建設指南(2021版)	工信部、標準化管理委	2021年10月
15	交通運輸標準化“十四五”発展計画	交通部	2021年11月
16	国家智能制造標準体系建設指南(2021版)	工信部、標準化管理委	2021年11月
17	“十四五”標準物質建設管理の強化に関する指導意見	市場監督管理総局	2021年12月
18	“十四五”高品質な発展を推進するための国家標準システム建設計画	標準化管理委、科技部、工信部、商務部など10部門	2021年12月
19	工業インターネット総合標準化体系建設指南	工信部、標準化管理委	2021年12月
20	金融標準化“十四五”発展計画	人民銀行、市場監督管理総局、銀保監会、証監会	2022年2月
21	国家二酸化炭素ピクアウト、カーボンニュートラル標準化総体組立に関する通知	標準化管理委	2022年2月
22	国家標準化発展概要実施貫徹行動計画	市場監督管理総局、中央網信弁、発改委、科技部、工信部、商務部など17部門	2022年7月
23	新産業標準化引率工程実施計画(2023年-2035年)	工信部、科技部、能源局、標準化管理委	2023年8月

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表はその他の関連策や地方別の関連政策などを含まない。ちなみに、昨年2月に上海市では「上海市標準化発展行動計画」を公布し、2025年までの同市標準化発展の関連目標と主要推進事業を打ち出している。

図表3 中国のR&D支出額の推移(2005~2022年)



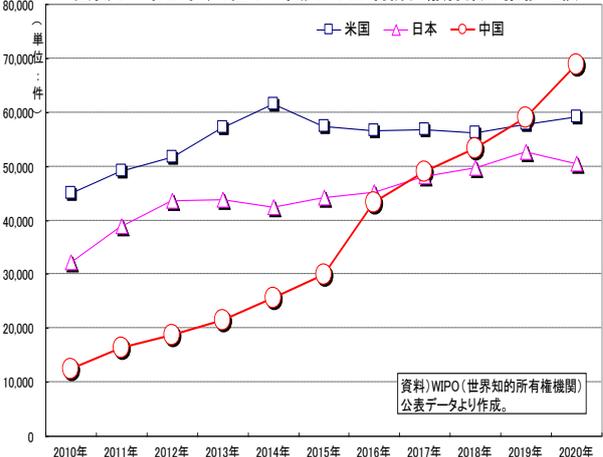
図表4 中国における3種特許出願数の推移(2005~2022年)



中国は長い期間にわたって、GDP の成長率を大きく上回る水準で研究開発投資を増やしており (図表3)、すでにアメリカに次ぐ世界2位のR&D支出規模になっている。GDPに占めるR&D支出のシェアも2012年の2%未満から2022年の2.55%に高めており、世界では13位のレベルに向上した。

この旺盛な研究開発投資に支えられて、中国における3種類特許 (発明、実用新案、意匠) の出願件数は顕著に伸びており (図表4。近年特に実用新案の伸びが突出)、3種合計の出願件数は2022年に540万件近くに達している。国際特許 (PCT) の出願件数も2019年にアメリカを抜いて世界一

図表5 米日中(上位3か国)のPCT特許出願件数の推移比較

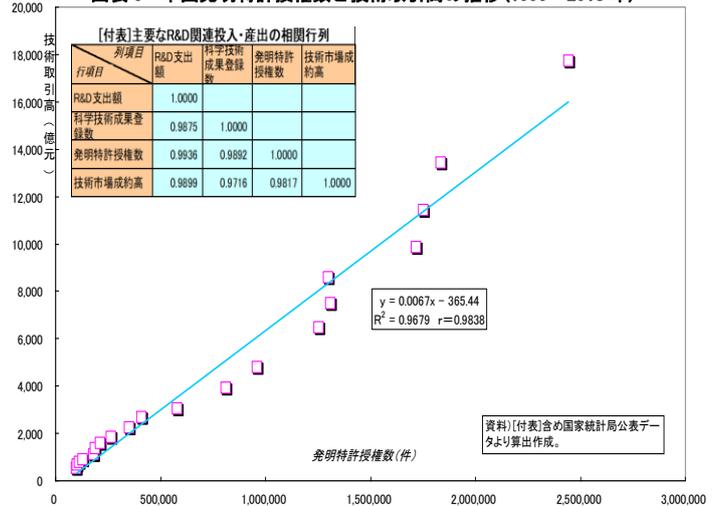


となっており（図表5）、中国はすでに知財大国として多くの知財資源を持つようになってきている。

この短い期間での大きな発展は中国政府の知財戦略と旺盛な財政投入と密接な関係があることは、図表6の「付表」にみる中国の研究開発投入と産出の相関行列を見ても明らかである。（各関連行列項目の相関係数がいずれも最大値の1に近い0.97以上。1999～2018年のデータ）また発明特許の授権数と技術の取引高をプロットした図表6のように、両者は強い相関関係を持っていることが認められ、発明された技術がスムーズに市場で取引されるという、特許の実用化促進と技術の移転波及が図られていると言える。

一方、知財事業の重要な一環をなす標準化事業も、中国が非常に注力している分野である。図表7は中国の国家標準の公布・改定件数と国際標準の採用件数の推移を示しているが、おおむね安定的に伸びており、国際標準の採用数も毎年5、6百件の水準で推移している。国家標準に加え、中国の地方政府に標準の作成件数も多く見られており、中国の標準化事業を下支えしている。また図表8から中国の地方標準の公布・改定件数と工業製品検査合格率が高い正の相関関係（相関係数 $r = 0.8603$ ）が判明され、標準化の推進は工業製品の品質向上に寄与していると同時に行政業務の効率化や費用削減にも寄与している（地方標準の公布・改訂件数と監督検査企業数および品質検査回数との間に強い逆の相関関係が見られている。図表8の「付表」）。

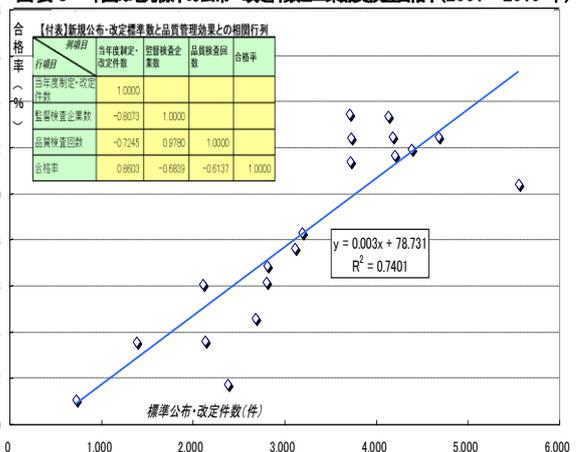
図表6 中国発明特許授権数と技術取引高の推移(1999～2018年)



図表7 中国の国家技術標準の制定・改定数と国際標準採用数の推移



図表8 中国の地方標準の公布・改定件数と工業製品検査合格率(2001～2019年)



3. 新情勢下の中国標準化による新産業引率・イノベーション促進策の強化動向

現在実施中の中国第13次5カ年計画は、米中対立の激化とコロナ禍の継続およびロシア・ウクライナ紛争、国内の景気低迷などの複数の厳しい情勢が政策の基本環境になっている。

2021年10月10日に公布された中国の「国家標準化発展綱要」（図表2のNo.12）は中長期の中国

標準化発展戦略の基本方針と総合目標を規定しているので*1、それ以降の標準化関連策も基本的にこれを踏まえて展開されており、2022年7月には同概要の貫徹実施行動計画（図表2のNo.22）が、2023年8月には「新産業引率工程実施計画（2023～2025年）」（同No.23）が策定・施行された。前者は「発展概要」の効果的な実施を図るもので、広範かつ具体的な取り組みを要求しているが、後者はこれまでにない形で特に新産業分野（主に次世代情報技術、新エネルギー、新素材、ハイエンド設備、新エネルギー車、グリーン環境保護、民用航空、船舶と海洋エンジニアリング設備の8大分野）における標準化の取り組みが幅広く明記されている（図表9）。また2035

年までの中長期プランであるため2025年、2030年、2035年の3段階の計画目標が掲げられている。

ではこれらの新産業分野における標準化の発展状況について見てみよう。図表10のように、政策で最も重要視されているグリーン製造分野の標準化建設がかなり進んでおり、中でもグリーン工場、グ

リーンデザイン製品の2領域で国家標準、業界標準および

図表10 グリーン製造分野における中国の標準化建設状況(4大領域)

第1部 グリーン工場関連部分			第3部 グリーンサプライチェーン領域の関連標準		
標準名	区分	標準番号/制定状況	標準名	区分	標準番号/制定状況
グリーン工場評価通則	国家標準	GB/T 36132-2018	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 33635-2017
鋼鉄業界グリーン製造工場評価導則	業界標準	YB/T 4771-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39256-2020
セメント業界グリーン工場評価導則	業界標準	JC/T 2562-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39257-2020
ガラス業界グリーン工場評価導則	業界標準	JC/T 2563-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39258-2020
建設陶磁業界グリーン工場評価導則	業界標準	JC/T 2564-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39259-2020
衛生陶磁業界グリーン工場評価導則	業界標準	JC/T 2565-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	研究中
合成アモニア業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2018	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	研究中
石油精煉製造業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
石油天然ガス探掘業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
剛織業界グリーン工場評価導則	業界標準	FZ/T 07004-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
第2部 工業情報化省グリーンデザイン製品の標準リスト			第4部 グリーン工場パーク部分		
標準名	区分	標準番号/制定状況	標準名	区分	標準番号/制定状況
生態設計製品評価通則	国家標準	GB/T 32161-2015	グリーン工場評価通則	国家標準	立案中
生態設計製品機構	国家標準	GB/T 32162-2015	鋼鉄業界グリーン工場評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 水性建築塗料	団体標準	T/CPCIF 0001-2017	鉄鋼業界グリーン工場評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 自動車タイヤ	団体標準	T/CPCIF 0011-2018 T/CRIA 110011-	グリーン石化園区評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 複合肥料	団体標準	T/CPCIF 0012-2018	電子情報製造業グリーン工場評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 接着剤	団体標準	T/CPCIF 0027-2019	非鉄金属グリーン工場評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 ポリエチレン樹脂	団体標準	T/CPCIF 0028-2019	機械業界グリーン工場評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 水性木器塗料	団体標準	T/CPCIF 0029-2019	紡織業界グリーン工場評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 噴霧式肥料	団体標準	T/CPCIF 0030-2019	軽工業業界グリーン工場評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 二酸化炭素	団体標準	T/CPCIF 0031-2019	機械業界グリーン工場評価導則	業界標準	作成予定

資料)中国電子技術標準化研究院、北京賽西認證有限公司「綠色製造標準化白書(2021版)」より作成。(注)第1部の関連標準数が最も多く(計223件)、第2部が2番目に多く(129件)、第3部は28件、第4部は11件)リストアップされているが、ここでは便宜上上位10件ずつ選択してご参考に作表した。

図表11 中国のグリーン工場技術標準の総動向

No.	業種	公布済	申請中	研究中	立案中	小計
1	鉄鋼	1	1	10		12
2	非鉄			17	10	27
3	石化	3	8	22		33
4	建材	4	2	29	7	42
5	機械		4		4	8
6	轻工		4	33	6	43
7	紡績	3	2	5		10
8	電子	17		11		28
9	造船		1		5	6
10	自動車		1			1
11	航空宇宙			1		1
12	船舶			2	8	10
13	総合	1		1		2
	総計	29	40	124	30	223

資料)「綠色製造標準化白書2021」より作成。

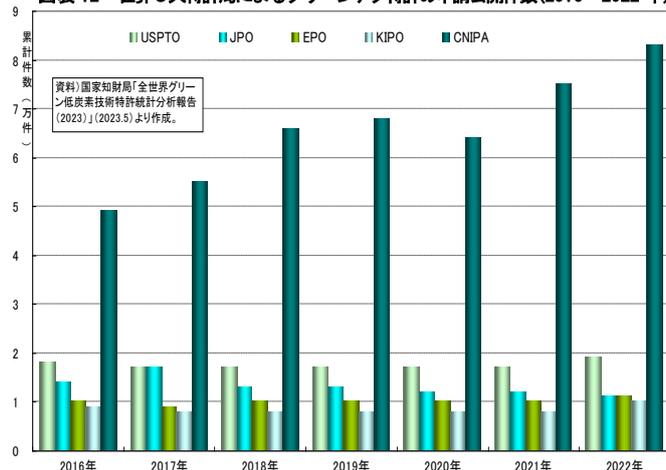
*1 「国家標準化発展綱要」について本誌「China Business Monthly」第3号(2022年3月号)掲載の「中国標準化領域の概観と今後の展望:『国家標準化発展綱要』等の発表を踏まえて」および拙稿「中国の標準化戦略の強化動向と将来展望:多分野・高水準を目指す中国の標準化発展の成果と課題」、外国為替貿易研究会『国際金融』2022年6月号を参照されたい。

図表9 「新産業標準化引率事業実施方案(2023~2035年)」の概要

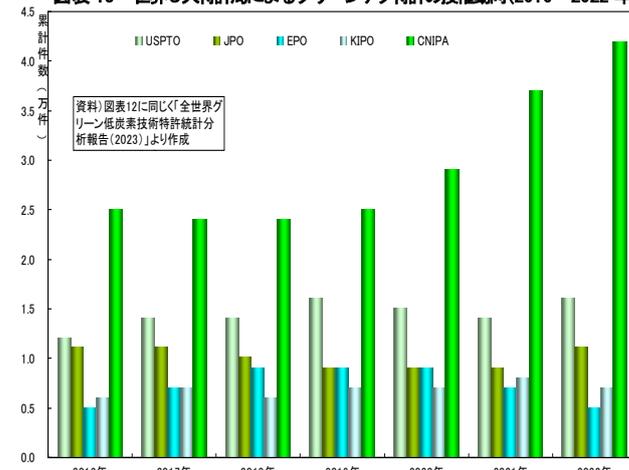
<2025年までの発展目標>
⇒2025年までに、新産業の発展を支える標準制度が段階的に整備され、将来の産業の革新と発展を牽引する標準の整備が加速される。標準成果を形成する共通基礎技術と応用科学技術計画プロジェクトの割合は60%以上に達しており、標準と産業科学技術イノベーションの連携がより効率化されている。2,000を超える新しい国家標準と業界標準が策定され、300を超える先進的なグループ標準が育成され、業界の高品質な発展を導く標準の役割はより強力になる。10,000社以上の企業が標準の公表と導入促進を実施し、企業の改革とアップグレードに標準を使用することの有効性が一層顕著になる。300を超える国際規格の策定に参加し、主要分野における国際規格の変換率は90%を超え、新産業の国際発展を支援、リードしていく。
<2030年までの発展目標>
⇒2035年までに、新しい産業の高品質な開発ニーズを満たす標準システムは改善を続け、標準化作業システムはより完全になる。新しい業界標準の技術レベルと国際化は向上し続けており、新しい業界の高品質な発展を導く上での標準の有効性はさらに重要になってくる。
<2035年までの発展目標>
⇒2035年までに、新産業の質の高い開発ニーズを満たす標準の供給がより十分になり、企業、政府指導、開放性、統合性を特徴とする新産業標準化作業システムが完全に形成される。新産業における標準化発展の基盤はさらに強化され、新産業の質の高い発展を主導する上での標準の有効性が十分に実証され、新産業化の基本的実現に強力な保証を提供する。
<主要8大領域における標準化事業の推進>
(1)次世代情報技術⇒主要なシナリオおよび業界アプリケーション向けに5G標準の最適化と改善。集積回路、基本デバイス、エネルギーエレクトロニクス、超高分解度ビデオ、仮想現実などの電子情報標準の開発。基本ソフトウェア、産業用ソフトウェア、アプリケーションソフトウェアなどのソフトウェア標準の開発。ビッグデータ、モノのインターネット、コンピューティング能力、クラウドコンピューティング、人工知能、ブロックチェーン、産業用インターネット、衛星インターネットなどの新興デジタル分野の標準の開発。
(2)新エネルギー⇒太陽光・太陽熱発電、風力発電等の新エネルギー発電の規格策定、新エネルギー系統接続規格の最適化・改善、太陽光発電システム、光熱発電システム、太陽光発電システム等の主要機器の規格策定して風力発電設備の標準開発。
(3)新素材⇒先進的な石油化学と化学材料、先進的な鉄鋼材料、先進的な非鉄金属およびレアアース材料、先進的な無機非金属材料、高性能繊維および製品、高性能繊維複合材料の規格の開発。産業統合開発のニーズと応用シナリオの探索に向けて最先端の新材料の規格に関する事前調査の実施。
(4)ハイエンド設備⇒産業ロボットの基本的な共通点、主要な技術、および業界アプリケーション標準の開発。ハイエンドCNC工作機械向けの主要な共通テクノロジー、完全な機械、デジタル制御、およびコアコンポーネント標準の開発。基本的な一般農業機械機器、主要技術、およびハイエンドのインテリジェントでグリーンな標準開発。基本的な一般エンジニアリング機械、主要材料、コアコンポーネント、電動化、ハイエンドのインテリジェントでグリーンな標準開発。医療機器の主要な材料、コアコンポーネント、運用サービス、および統合アプリケーション標準とインテリジェントな試験装置の基礎、主要技術、相互接続の標準の開発。積層造形装置のコアプロセスとコンポーネント、主要テクノロジー、テストおよび評価基準などの開発。
(5)新エネルギー車⇒新エネルギー車分野を中心に動力試験、安全仕様、経済性評価などの完成車規格、駆動モーターシステム、動力電池システム、燃料電池システムなどの主要コンポーネントのシステム規格、コア関連規格の開発推進。自動車用チップやセンサーなどのコンポーネント、自動運転システム、機能安全、情報セキュリティなどのインテリジェントネットワーク技術規格、および導電性充電、ワイヤレス充電、水素化などの充電および交換インフラストラクチャに関連する規格の開発。
(6)グリーン環境保護⇒カーボンピッキングアウト・カーボンニュートラルの目標達成に重点を置き、基本的な一般温室効果ガス、会計と検証、技術と設備、監視、管理、評価基準の開発推進。グリーン製品、グリーン工場、グリーン工業団地、グリーンサプライチェーンの基準の最適化と改善。産業省エネルギー、産業用水保全、産業環境保護、産業資源の総合的利用に関する標準の策定。
(7)民用航空⇒民間航空機、水陸両用航空機、ヘリコプター、ドローン、新動力・新構成の航空機の航空機標準の開発。エンジン全体、主要な重要コンポーネント、耐空性コンプライアンス、顧客サービスなどのエンジン規格の開発。アビオニクスシステム、飛行制御システム、電気機械システムなどの航空機システムの標準開発。基本的な製品、完全なライフサイクルデータ、生産と製造、運用サポート標準などの一般的な航空基本標準の開発。
(8)船舶と海洋エンジニアリング設備⇒ハイテク船舶の分野に焦点を当てた主要な船舶タイプの全体設計、最終組立および建造基準、主要コンポーネントとシステム標準、グリーン管理標準の開発。海洋工学機器の分野に焦点を当てた全体的な設計、最終組み立てと建設、主要なシステム標準の開発、水中標準などの開発。
(追加の新領域)⇒メタバース、ブレイクコンピューター・インターフェイス、量子情報、ヒューマノイドロボット、生成人工知能、生物学的製造、将来のディスプレイ、将来のネットワーク、新しいエネルギー貯蔵を含む9つの将来の業界標準に関する研究のための将来を見据えたレイアウトの作成実施。

資料)中国政府(工信部、科技部、能源局、標準化管理委)(2023.10)公布「新産業標準化引率事業実施方案(2023年~2035年)」より抜粋作成。

図表 12 世界5大特許局によるグリーンテック特許の申請公開件数(2016~2022年)



図表 13 世界5大特許局によるグリーンテック特許の授権動向(2016~2022年)



団体標準の制定が進捗しており、比較的遅れているのがグリーン工業パークの領域である^{※2}。なお、図表 11 は中国のグリーン工場における技術標準の整備動向を示しているが、公開済や申請中よりも研究・立案中のものが約7割を占めている。

また特にグリーンテック分野における中国の特許申請と授権件数は世界5大特許局別の比較で突出して多い(図表12と図表13)。特筆すべきは次世代通信技術の新分野で、特に5Gに関する標準必須特許の保有数は中国が世界全体の42%ほどを占めている。(「人民日報」23. 10. 23)

またグリーンテック分野の発明特許の保有数(図表14)をみると、近年の増加が顕著で中国保有特許全体の5%以上を占めるようになってきている。

図表 14 中国のグリーンテック発明特許保有数の推移(2016~2022年)



4. 知財資源の産業化・イノベーション発展の政策強化と発展現状

今秋中国の知財戦略として注目すべき2つのアクションプランが策定された。一つは「産業の革新と発展のための知的財産権に関する行動計画」(工信部、知財局2023年9月)で、もう一つは「特許実用化運用特別行動計画(2023~2025年)」(国務院、2023年10月)である。両プランとも知財資源のイノベーション促進と産業化利用が指向されるものであるが、前者は2027年までの中期的な行動計画で、

図表 15 「産業の革新と発展のための知的財産権に関する行動計画」の概要

<実施目標>

⇒2027年までに、工業および情報化分野における重点産業の知的財産権によるハイレベルな発展の成果をさらに顕著なものとし、知的財産権によるチェーンの強化能力とチェーンの保護能力をさらに向上させる。工業および情報化分野の重点産業における、高付加価値型特許の創出能力を大幅に強化させ、指定規模以上の製造業重点分野の企業利益1億元あたりの高付加価値型特許の件数を4件近くに、国内総生産(GDP)に占める特許集約型産業の付加価値の割合を大幅に向上させる。

↓知的財産権の活用メカニズムをより健全なものとし、企業の知的財産権の活用能力を大幅に向上させる。知的財産権の保護レベルを着実に向上させ、保護規則をさらに整備する。知的財産権サービス機関の専門化、市場化、国際化を絶えず向上させ、知的財産権サービス業のハイレベルな発展パターンの大枠を確立して、知的財産権公共サービスの供給を大幅に拡大する。

<主要4大実施任務>

(1)重点産業における知的財産権の創出の強化⇒①知的財産権のハイレベルな展開を推進する。②特許ナビゲーションを強化する。
 (2)重点産業における知的財産権の実用化・活用の深化⇒①知的財産権の共同運用のチャネルを開拓する。②各種工業業界の企業による知的財産権の管理及び活用能力を高める。③知的財産権の運用効率を高める。
 (3)重点産業における知的財産権の保護の強化⇒①知的財産権の保護規則を整備する。②知的財産権の協同保護を強化する。
 (4)重点産業における知的財産権サービス能力の強化⇒①産業における科学技術イノベーションプロセス全体への知的財産権サービスの組み込みを推進する。②知的財産権金融サービスの有効性を高める。③重点産業クラスターにおける知的財産権サービスを強化する。

資料)工信部、知財局「産業革新と発展のための知的財産権に関する行動計画(2023~2027年)」より抜粋作成。

^{※2} 無論図表10と11の基づく資料は2021年以前のものであり、現在より進んでいると考えられよう。

後者は 2025 年までの短期計画である。

図表 15 と図表 16 は 2 つのアクションプランの概要をまとめているが、共に実施目標と発展目標を掲げながら数値目標の明記がわずか数か所にとどまっております（後者は 1 か所の技術契約の取引高の数値目標の記載あるのみ）、アクションプランとしては異例とも言える。

両計画とも主要な 4 大実施任務を挙げているが、前者は重点産業における知財創出の強化や知財の利活用の深化、知財の保護強化と知財サービス能力の向上を 2027 年までに進めていくとしているが、後者は特許の産業化推進と特許価値転換の加速、知財要素市場の育成と知財サービス産業エコシステムの構築などを 2025 年までに仕上げるとされている。なお、後者のプランでは特に産業化に向けた取り組みとして、大学や科学研究機関の既存特許を活性化するほか、特許の産業化を通じて中小企業の成長を促し、知的財産に対する多様な財政支援も打ち出し、知的財産権の国際循環を円滑化することも提起されている。

では、両計画で言及される中国の知財事業について概観してその成果と課題を明らかにしてみよう。

まず特許の実用化比率について、図表 17 から近年急速に上昇していることが明確に見て取れるが、複数の要素から構成された実用化指数は安定的になっておらず（2021 年は 2019 年とほぼ同値、2022 年も微増に留まっている）まだ健全な実用化進展になっていないことが分かる。

その背景には、図表 18 にみる企業規模別の実用化比率の差異（大型企業と中型企業の実用化比率が比較的高い水準で安定的に伸びているのに対して、小型・微型企業は近年逆に低下してきた）や特許

図表 16 「特許実用化運用特別行動計画(2023~2025年)」の概要

<全体要求と発展目標>

⇒新時代の中国の特色ある社会主義思想に導かれ、中国共産党第20回大会の精神を全面的に貫き、特許産業化の強力な推進に注力し、实体经济を強化・最適化し、経済を効果的に活用する。新国家制度のメリットと超大市場のメリットを最大限に活用し、知財のシステム供給と技術供給の両輪作用を最大限に発揮し、特許の権利利益関係や情報連携機能を有効に活用し、技術、資本、人材などの資源要素の効率的な配分と有機的な集約を促進する。特許の質を向上させ、政策インセンティブを強化し、特許の变革と応用における主要な障害点を打開し、市場サービスを最適化し、良好なエコシステムを育成し、さまざまな主体のイノベーションの活力と变革の動機を刺激するよう努力する。特許制度の利点を革新的な開発に効果的に転換し、強力な推進力は高水準の技術的自立と自立の実現に役立つ。

⇒2025年までに多数の高価値特許の産業化を推進する。大学や科学研究機関の特許産業化率は大幅に上昇し、全国の特許に関する技術契約の取引額は8,000億元に達する。ハードテクノロジーと特許の習得に注力する多くの企業が成長・拡大し、主要産業分野における知的財産の競争優位性が加速し、登録および認証された特許集約型製品の生産額は1兆元を超える。

<主要4大実施任務>

(1) 特許の産業化を強力に推進し、特許価値の実現を加速する⇒①大学や科学研究機関の既存特許を整理・活性化させる。②特許産業化を通じて中小企業の成長を促進する。③主要産業における知的財産チェーンの強化と効率化を促進する。④特許集約型製品の育成と促進を図る。

(2) 主要な転換のブロックポイントを打開し、内生の力の利用を刺激する⇒①大学や科学研究機関における特許転換のインセンティブを強化する。②特許の質を向上させ、特許の産業化を促進するという政策指向を強化する。③知的財産保護を強化して变革と応用を促進する。

(3) 知的財産要素の市場を育成し、優れたサービスエコシステムを構築する⇒①高い水準の知的財産市場システムを構築する。②知的財産権に対する多様な経済的支援を推進する。③特許変換および出願サービスチェーンを改善する。④知的財産要素の国際流通を円滑化する。

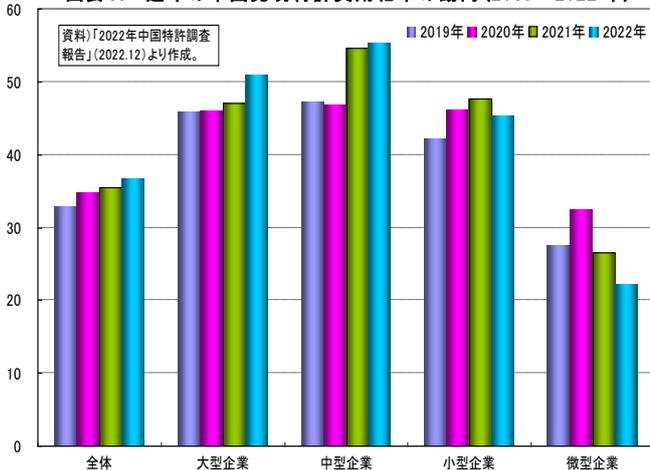
(4) 組織のセキュリティを強化し、良好な環境を構築する⇒①組織と実行の強化を行う。②業績評価の強化を実施する。③投資保護の強化。④良い環境を整備する。

資料) 國務院(2023.10.17)「特許実用化運用特別行動計画(2023~2025年)」より抜粋作成。

図表 17 近年における中国の特許実用化比率の推移



図表 18 近年の中国発明特許実用化率の動向(2019~2022年)



図表 19 近年の属性別特許保有者の特許譲渡比率



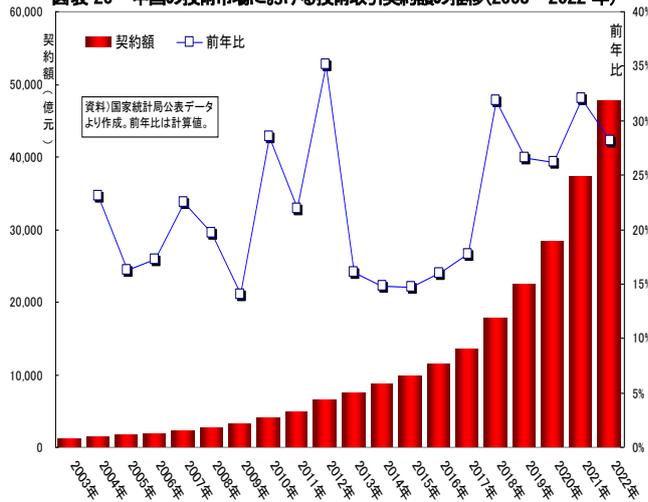
保有者属性別の譲渡比率の格差が挙げられると思われる。譲渡比率が最も高いのはやはり企業の場合でまた安定的に高まっていることが注目される（2022年に14%に近づいた。図表19）、大学と科学研究機関の特許譲渡比率が2021年に頭打ちになり、2022年に共に低下に転じたことは何らかの原因があるのであろう。特に科学研究機関の譲渡比率が最も低いのは制度的な制約やインセンティブ不足などが関わっている可能性がある。新たなアクションプランによってこうした問題を対処していく見通しである。

無論、中国の技術市場における取引高の推移をみると、2018年以降の拡大が目立っており（図表20）、これ自体が中国における技術移転の拡大と特許実用化が活発に見られており、今後の大きな潜在性も期待できる。また中国における特許を含む知財の利活用の重要な手段として起業融資などの担保とされる実績も2020年以降急拡大していることも看過できない（図表21）。

次に、中国政府が重要視してきた特許集約型産業分野（情報通信技術製造業、新設備製造業、新素材製造業、医薬医療産業、環境保護産業、情報通信技術サービス業、研究開発・設計・技術サービス業^{※3}）の発展動向を見てみよう。図表22のように、特許集約型産業の研究開発投入は近年確かに強化されており、その経営パフォーマンスも概ね良好に推移し、特に新製品の売り上げ比率が堅調に伸びていることが読み取れる（図表23）。

また、この特許集約型産業の中にはデジタル経済のコア産業が複数含まれているので、同分野の発

図表 20 中国の技術市場における技術取引契約額の推移(2003～2022年)



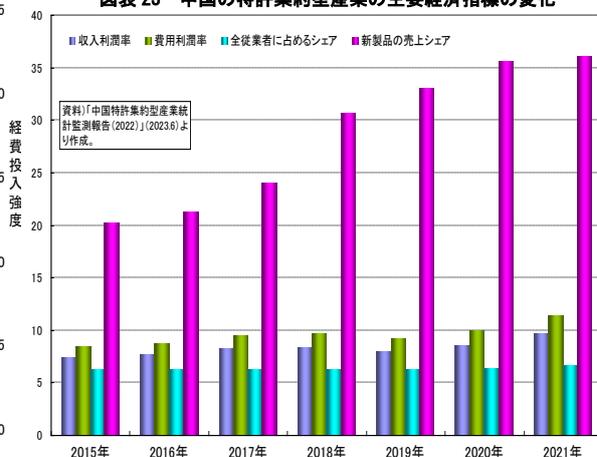
図表 21 中国の知財担保融資の登記額の推移(2016～2022年)



図表 22 中国の特許集約型産業の研究開発投入の強化



図表 23 中国の特許集約型産業の主要経済指標の変化



※3 中国知財局による専門調査によると、2021年における中国の特許集約型産業の付加価値は中国 GDP の 12.44% を占め、前年より 0.47 ポイント増えているが、米国の 2019 年の 24%、EU の 17.4%（2017～2019 年、韓国 の 27.3%（2015 年）などと比べてかなり低い水準にある。

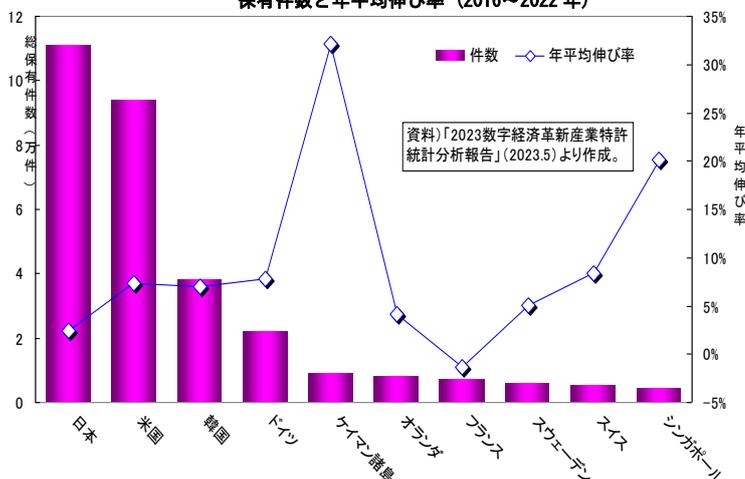
発明特許授権数と全体シェアの大きさが注目される（図表 24）。また同分野において外資系企業の特許保有件数の多さと一部国・地域（ケイマン諸島やシンガポール）の伸び率の高さが読み取れるが（図表 25）、米国より大きい保有件数を持つ日本の平均伸び率は近年かなり低い。日本の平均伸び率がかなり低いのは近年における実績低下によるものと推察される。

最後に、政府政策で強調される知財サービスの産業化発展の動向を見てみよう。図表 26 と図表 27 に見られるように、中国の知財サービスは近年安定的に拡大しており、2021 年以降売り上げ高と従業員の伸びがさらに加速している。特許代理師数も 2020 年以降 15%以上のペースで増加しており、2022 年には 3 万人を超える水準に拡大し、さらに大きい規模を持つ商標代理師と共に中国の知財サービスの発展を支えている。その意味で、知財サービスの産業化発展は現在進行形で進んでおり、今後の有望な成長産業となるであろう。

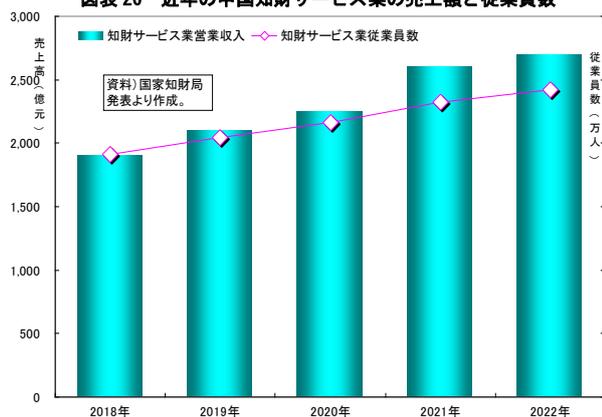
図表 24 中国のデジタル経済コア産業発明特許授権数と全体シェア



図表 25 中国における外資系企業のデジタル経済コア産業の特許保有件数と年平均伸び率 (2016~2022 年)



図表 26 近年の中国知財サービス業の売上額と従業員数



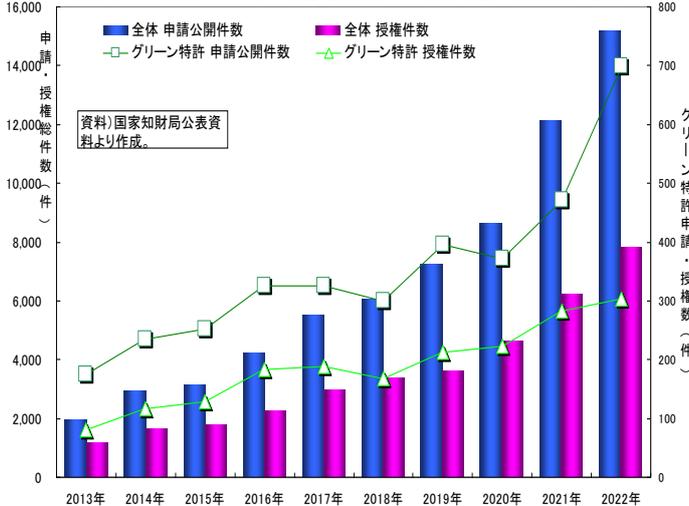
図表 27 中国における特許代理師数の推移 (2012~2022 年)



5. 今後の市場拡大への展望（結びに代えて）

上記で見てきたように、中国における知財事業は着実に成長しており、今後知財産業として育成していくには有利な状況にあると言えよう。今後知財資源は産業イノベーションの発展を支え、経済成長の促進の一助となるであろう。そして中国の知財事業の発展は中国内に留まることなく、国際展開

図表 28 中国の「一帯一路」関連国への特許申請・授権数の推移



図表 29 一帯一路関係国で特許申請公開している上位 20 社の中国企業 (2013~2022 年)

順位	申請公開企業名称	企業形態	出願件数(件)
1	華為技術有限公司	民営	6,586
2	小米科技有限責任公司	民営	2,807
3	阿里巴巴集團控股有限公司	民営	2,557
4	深圳市中興微電子技術有限公司	民営	2,243
5	騰訊科技(深圳)有限公司	民営	2,089
6	OPPO 廣東移動通信有限公司	民営	2,057
7	維沃移動通信有限公司	民営	1,555
8	百度有限公司	民営	1,478
9	中国石油化工股份有限公司	国有	993
10	北京市商湯科技開發有限公司	民営	771
11	京東方科技集团股份有限公司	民営	733
12	TCL 華星光電技術有限公司	民営	713
13	江蘇恒瑞醫藥股份有限公司	民営	581
14	広州広電運通金融電子股份有限公司	民営	488
15	美的集团股份有限公司	民営	482
16	中国中車股份有限公司	国有	453
17	寧德時代新能源科技股份有限公司	民営	389
18	比亞迪股份有限公司	民営	332
19	華為終端有限公司	民営	321
20	大唐移動通信設備有限公司	国有	310

資料) 中国国家知財局公表資料より作成。社名は原語表記に基づく。

される可能性もある。現在でもすでに「一帯一路」関係国を中心に、中国企業の特許申請と授権数が拡大しており（図表 28）、中でもグリーンテック特許が顕著である。またここ 10 年における特許申請公開件数上位 20 社のリスト（図表 29）を見ると、国有企業は 2 社だけで、残りは民営企業であり、今後の更なる拡大が見込まれる。またもちろん中国からの一方的な進出ではなく、外国、特に「一帯一路」関係国からの中国における特許申請も拡大している（図表 30）。

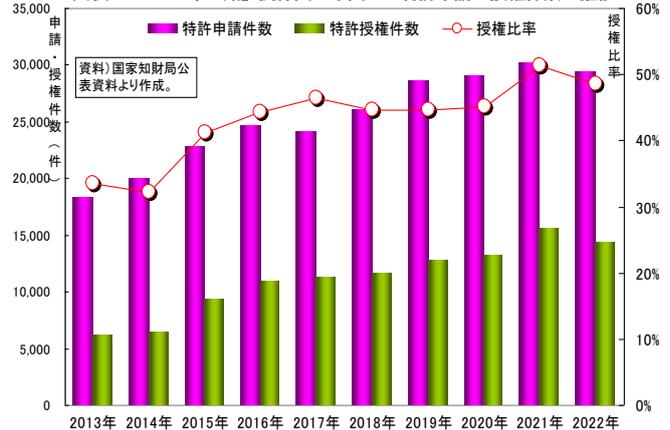
また、中国の特許使用料の輸出入貿易の動向では外国からの輸入が、中国の輸出を大幅に超えているので（図表 31）、これ自体外国企業にとっての特許の対中輸出の可能性がまだ大きく残されていると言える。また同時に知財強国の建設を掲げている中国にとって増え続けている特許使用料の貿易赤字状況は短い期間で改善することは難しく、これが中国にとっての知財事業、産業化発展の課題であると言える。

むしろ中国の知財事業については米中対立や経済安全保障などを背景に機微技術等に対する規制等の課題もある。

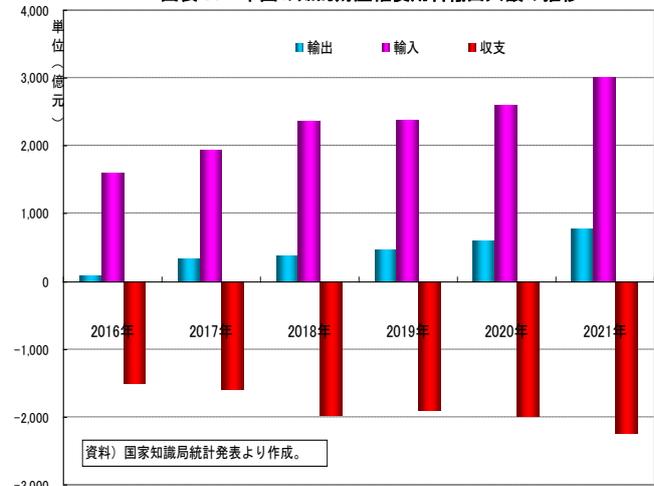
しかし、いずれにしても中国における知財事業は今後も大きく成長する可能性があり、それによる内外企業間の知財ビジネスのチャンスや業務提携の可能性も多く期待されるであろう^{*4}。

以上

図表 30 「一帯一路」関係国の中国への特許申請・授権件数の推移



図表 31 中国の知的財産権使用料輸出入額の推移



^{*4} 例えば、11月28日の「時事速報」によると、シャープとファーウェイは11月27日「5G」特許（標準必要特許）を共有することで相互ライセンス契約を締結したと発表され、今後の技術開発に生かすとされている。

欧州の中国製 EV に対する 反補助金調査と日本企業の留意点

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 鹿 はせる

E-mail: haseru_roku@noandt.com

T E L : 03-6889-7676

【 要約 】

- 欧州委員会は10月4日、中国から欧州に輸入されるバッテリー式電気自動車（BEV）について、EU「2016年補助金保護規則」に基づく反補助金調査を正式に開始した。
- 2016年補助金保護規則は、2023年1月に成立したEU域内市場を歪める外国補助金に関する規則（「FSR規則」）とは別の規則であり、アンチダンピング措置に関する貿易管理法令である。
- 2016年補助金保護規則とFSR規則は別の規制であるが、本件調査を契機として、FSR規則に基づく調査及び制裁が今後行われる可能性も十分に考えられる。
- 調査の結果、EUが是正措置を行った場合には、同様に中国からEUに対して対抗的な措置が行われる可能性が想定される。欧州系に限らず、日本企業を含む外国系自動車メーカー全体が規制対象となりうることから、本件調査がその契機にならないかは、注視する必要があると思われる。

欧州委員会は10月4日、中国から欧州に輸入されるバッテリー式電気自動車（BEV）について、EU域外国からの補助金を受けた輸入品に対する保護に関する2016年6月8日付欧州議会・理事会規則（以下「2016年補助金保護規則」という。）10条8項に基づく反補助金調査（以下「本件調査」という。）を正式に開始した^{※1}。

1. 本件調査の概要

2016年補助金保護規則は、近時日本でも良く話題となっている、2023年1月に成立したEU域内市場を歪める外国補助金に関するEU規則（以下「FSR規則」という。）とは別の規則であり、アンチダンピング措置に関する貿易管理法令である。同規則は、①輸入品がEU域外国からの補助金により利益を享受していること、②EU域内企業が実質的な損害を受けたこと、③②の損害と補助金を受けた輸入との間に因果関係があること、④措置を講じることがEUの利益に適合することを要件として、調査により当該各要件を満たす場合は、いわゆる相殺関税を課することができる（2016年補助金保護規則15条1項）。

同規則に基づく調査は、原則としてEU企業などの利益関係者の申立てに基づき開始することが想定されているが、本件調査に関するプレスリリースでは、欧州委員会は中国製のBEVにつき、調査の端緒となる十分な証拠を有していることを理由に、職権で調査を開始するとしている。また、最長で13ヶ月の調査期間を置き、要件を満たせば、調査開始から9ヶ月以内に相殺関税に関する暫定的な措置を発動し、13ヶ月以内に最終的な措置を発動するとしている。

^{※1} https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202300160

2. 本件調査とFSR規則の関係

上記の通り、2016年補助金保護規則とFSR規則は別の規制であり、本件調査は前者に基づいて行われるものであるが、本件調査を契機として、FSR規則に基づく調査及び制裁が今後行われる可能性も十分に考えられる。

FSR規則は、EU域外国がEU域内の事業者に補助金を交付することで生じうるEU域内の市場競争の歪みに対する対抗を目的として立法されたものであり、ここでいう「歪み(distortion)」とは、外国補助金により当該事業者の競争上の地位が引き上げられ、実質的又は潜在的にEU域内の市場競争に対して悪影響を及ぼすこととされている（FSR規則4条1項）。

この点、本件調査のプレスリリースでは、欧州委員会は中国製のBEVが中国政府から補助金を受けることで、EUにおける市場シェアを急速により押し上げた疑いがあると明言していることから、FSR規則の趣旨とも合致しており、補助金の受給期間及び金額等の要件を満たすことで同規則に基づく調査が開始され、是正措置を受ける可能性がある。

両規則に違反した場合の効果の違いとして、2016年補助金保護規則はあくまでアンチダンピング措置の一環であり、調査の結果要件を満たすとしても、課せられるのは基本的に将来における輸入品の相殺関税措置に限られる。

しかし、FSR規則は同法が成立した2023年7月12日以前の5年間に受けた外国補助金にも適用されることから（FSR規則53条1項）、2018年7月12日以降の外国補助金についても遡って調査対象となる。また、調査の結果市場の歪みが認められた場合の是正もより多様かつ強力であり、特定の資産の売却、適切な利息の支払いを含む外国補助金の返済、または合理的な条件でライセンスを付与する義務等の措置を求められる可能性もある（FSR規則7条4項参照）。

3. 対抗措置及び日本企業に対する影響

調査の結果、EUが2016年補助金保護規則に基づく相殺関税措置を行った場合には、同様に中国からEUに対して対抗的な関税措置が行われる可能性が想定される。EUからFSR規制に基づく調査及び是正措置が行われる場合には、中国はFSR規制に相当するルールを持たない。しかし、中国の市場競争に与える悪影響の是正手段としては、これまで独禁法が活用されてきたところであり、特に日本企業を含む外資系自動車メーカーは、中国で独禁法の垂直的拘束に関する調査又は損害賠償請求を受けることが多く^{※2}、過去にも数十億円単位の制裁金を課せられたケースがある。また、外資系自動車メーカーは、地理的なデータや大量の位置情報を含む個人情報を含む関係から、個人情報・重要データの越境移転に際して安全評価審査を求められる可能性が他の産業と比較して高く、データプロテクション法制における重点的な規制対象でもある。

^{※2} 直近の例として、欧州系ではないが、消費者個人がゼネラル・モーターズ（GM）と上海汽車集団（SAIC）の合併企業である SAIC General Motors Corporation Limited に対して、同社の再販売価格拘束により損害を被ったとして損害賠償請求を提起し、中国の最高裁にあたる最高人民法院で勝訴が確定した判決が公表されており、2023年の独禁・反不当競争重要判例にも選ばれている（<https://www.ccpit.org/a/20230915/20230915jsi5.html>）

もし中国が独禁法及びデータプロテクション法制等に関するエンフォースメントを強化する場合には、欧州系に限らず、日本企業を含む外国系自動車メーカー全体が規制対象となりうることから、本件調査がその契機にならないかは、注視する必要があると思われる。

以上

長島・大野・常松法律事務所 / www.noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えている。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有している。

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com

鹿 はせる / 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー / haseru_roku@noandt.com

2006年東京大学法学部卒業。2008年東京大学法科大学院修了。2017年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018年から2019年まで中国大手法律事務所の中倫法律事務所(北京)に駐在。M&A等のコーポレート業務、競争法業務の他、日系企業の中華圏関連法務全般及び中華圏企業の対日投資に関する法務サポートを行なっている。



アフターコロナにおける 中国国有企業との付き合い方④

【 要約 】

- 連載最終回となる今回は、合弁設立時、現物（土地や建物）で出資した中国国有企業の持ち分を買い取る場合の事例を紹介する。
- 合弁相手の国有企業の持ち分を買取る際は、提案を受け入れる可能性、交渉に応じる可能性や反対する可能性、様々なシナリオを考慮し、具体的な対応策を立てることが交渉の成功率を高める。特に現物出資の場合、資産価値の評価に関する交渉はもっとも重要である。
- 公認された第三者評価機関が資産の価値を客観的に評価する中国の法定評価制度は、不動産取引や企業の持分売却などにおいて、当事者間の意見対立を解消し、合理的な価格での取引を促進する重要な手段として広く用いられている。
- 国有企業との合弁企業の解消の戦略や交渉条件の設定には、相手の立場や独特の文化、ビジネス環境の差異を理解し、相手のニーズを配慮し、洞察力と柔軟で迅速な対応能力を持つことが成功の鍵となる。

前回の記事「アフターコロナ時代における中国国有企業との付き合い方③」では、合弁企業が継続して利益を生み出しているが、米中貿易摩擦や情報セキュリティ、政治的背景を考慮すると、日本企業は製造拠点を日本へ再移転し、持分を中国の合弁相手に売却することで合弁企業の解消に関する事例が紹介されている。

今回は、土地や建物を現物出資として提供しつつ経営に参加しない国有企業との合弁解消の理由や背後にある事情を詳しく分析する。新型コロナの影響やアフターコロナにおける中国経済の不振を踏まえ、中国の国有企業との関係を見直す時期が来ている。これらの企業とどのように関わり、どのようなビジネス戦略を採用すべきかについてのヒントや考察を深めることを考える。

前回の記事で、中国の兵法書「孫子」から「勢者、因利而制権也」という言葉を取り上げた。今回は、同じ「孫子」からもう一つの古言、「算多きは勝ち、算少なきは勝たず」を紹介する。「算多きは勝ち、算少なきは勝たず」という言葉は、計画や思慮が多ければ成功するが、計画や思慮が不足していれば成功しないという意味を持つことわざである。この言葉は、何事も成功させるためには十分な準備と計画が必要であり、その逆であれば成功が難しいと教えている。したがって、この言葉は、物事を成し遂げるためには、十分な計画と検討が不可欠であるという教訓を伝えているのである。

ここで具体的な事例を紹介することで、「算多きは勝ち、算少なきは勝たず」についてより深く理解していただくと考えている。

【 事例 】

2004年、19年前の出来事である。日本のA社は中国の広大な市場の可能性を感じ、グローバル展開を目指し、中国の国有企業であるB社と共に、華南地区に化学製品の合弁企業C社を設立した。合弁

の理由は、当時地方政府からの要請に基づくもので、一部の税金が免除されるという条件があった。資本比率はA社が50%、B社が50%で、総投資額は人民元4億元であった。ただし、B社の投資は現物出資（土地や建物）であり、経営には一切関与していない。この合弁契約には20年の期間が設定され、2024年に満了する。中国の経済発展や電気自動車関連の国際的な需要の増加に伴い、C社の業績は持続的な成長を遂げており、毎年安定した配当を行っている。B社は継続して配当を受け取っており、経営への介入はしていない。

A社は今後、C社に追加投資を行い、さらなる成長を目指す計画であり、合弁のメリットが薄れつつあるため、独資企業への転換を検討している。そのため、B社の持分を買い取り、C社を100%子会社にすることを目指している。

C社の現状を分析すると、その業績は順調であり、経営に参加していないB社も安定した配当を享受しているため、現在の合弁形式は両社にとって特に不利益はないと言える。しかしながら、将来的な展望を考慮すると、A社はC社を完全子会社化し、独資企業として運営したいと考えている。このため、今後はB社の持ち分を買収するプロセスが始まることになる。ビジネスの世界では、感情よりも利益が優先されるため、今後の戦略は両社にとって最大限の利益を目指す方向で展開されることが予想される。

交渉段階に進む前に、まずB社に対して合弁を解消し、持分を買い取りたいという話をする際、B社がどのような反応を示すかを予測し、それぞれの可能性に応じた戦略を事前に準備し計画する必要があるだろう。B社が提案を受け入れる可能性、交渉に応じる可能性、または反対する可能性など、様々なシナリオを考慮し、それぞれのケースに対する具体的な対応策を策定することが求められる。このプロセスでは、B社の現状のビジネス上のニーズや将来の計画、合弁からの利益なども考慮に入れることが重要である。適切な戦略と準備をもってB社との交渉に臨むことで、交渉の成功率を高めることができる。

B社に対して合弁を解消し、持分を買い取りたいという話をする際に、以下の反応を事前に予想しておく必要がある。

No.	B社の意見	B社の意見における表の論理	B社の意見における裏の論理
1	合弁解消に反対	約20年間、良好な合弁関係を築き上げてきたため、その関係を継続したい。さらに、A社が当時中国に進出した際には、B社から多大な協力を受けたことも、合弁継続の理由の一つである。 経営に関与しておらず、C社の発展にも一切の妨げをしていない。また、A社が知らない間に、政府関係者や税務当局への様々なフォローを行っており、これは、C社が中国市場で安定して発展することを可能にしている。	経営に関与していないが安定した配当を受け取っているため、現状の収益源を手放すことに消極的である。

2	1. を通さない場合、脅迫	我々（B社）の協力がなければ、地方政府や税務当局がC社に対して様々な指摘をする可能性がある。合弁時には一部の税金が免除されていたが、合弁解消となれば、税金の追徴が生じるかもしれない。	
3	2. を通さない場合、感情に訴える	地方政府の高官がA社の経営層に面会を依頼し、C社の貢献を評価し、今後のさらなる発展を期待する旨を伝えることで、合弁解消に対する反対の姿勢を示唆する。	
4	3. を通さない場合、多額の売却金額を要求する。	B社は、合弁解消時にA社からの持分買取に際し、設立時に現物出資した土地と建物の価格上昇を根拠に、市場価値を大幅に上回る多額の金額を要求する可能性が高い。この要求は、B社がこれまでC社に対して行ってきた貢献と、将来の潜在的な価値を踏まえたものである。 A社は、B社が多額の持分買取金額を要求した場合、応じない構えを見せたら、B社が持分を第三者に売却する可能性も示唆する。	どうしても合弁を解消する状況になった場合、B社は今後数年間にわたる配当に相当する利益を前払いで受け取りたいという立場を取る。しかし、この過程でC社の清算は絶対に避けたいという強い意向を持っている。

B社への合弁解消と持分買取の提案を行うにあたり、B社の反応を予め見積もり、適切な対応策を事前に準備しておくことが重要である。このアプローチは、予想される反応に基づいて戦略的な計画を立てることで、提案の成功率を高めるために不可欠である。

まず、上記の表の1. の「合弁解消に反対」に対して、B社が過去20年間にわたり中国でのA社の発展に大いに協力してくれたことを認め、その結果としてC社の事業が順調に成長できたことを肯定する。今後C社が中国で直面するかもしれない困難についても、共にC社を育ててきた絆を基に、更なる協力を求めることが重要である。

次に、上記の表の2. の「脅迫」に対して、A社は以下の点を強調する。まず、C社の経営は合弁以来、法令と規制に従い、透明かつ効率的に行われてきたため、地方政府や税務当局から不当な指摘を受ける根拠は存在しない。次に、合弁解消後もC社は引き続き中国の法律に準拠した運営を行う予定であり、清算ではなく、むしろ追加投資を行うため、合弁時の一部免除された税金に関する追徴はないとの認識である。さらに、合弁解消に伴う税務上のリスクは、適切な法務・税務の専門家による事前評価と対策により最小限に抑えられると考えられる。

さらに、上記の表の3. の「感情に訴える」に対して、地方政府に対して、B社との合弁解消は行うものの、C社には今後追加投資を行い、さらなる業績向上を目指すこと、そして地方税への貢献が増加することを伝える必要がある。要は、地方政府に対して、B社のために地方政府自身の利益を損なわないよう、今回の合弁解消には関与しないよう求めることが重要である。このアプローチにより、地方政府の理解を得つつ、C社の事業拡大と地域経済への貢献を強調することができる。

最後に、全ての交渉の中で最も重要な局面、すなわち価格交渉の段階に到達する。ここで、中国の

合弁企業から独資企業への変更における重要な概念である「優先購入権」について改めて紹介したい。中国の合弁企業での優先購入権とは、特定の資産（このケースでは合弁企業の持分）が第三者に売却されることになる際に、売却意向が出た時点で、その資産を特定の者（合弁パートナー）が先に一定の条件で購入することができる権利のことを指す。中国での合弁契約にこの優先購入権を設けることは一般的で、その主な目的は、合弁相手が好ましくない第三者による株式取得を防ぐこと、合弁関係の安定やビジネスの持続を確保することにある。例えば、B社がC社の持分を他の第三者に売却しようとする場合、先にA社に意向と条件を伝える義務があり、A社はその条件での購入を選択する権利を有している。この権利をA社が行使しない場合、B社は第三者への売却を進めることができるが、その売却条件はA社に提示した条件より有利になってはならないという制限も存在する。この優先購入権は、合弁関係の安定性や企業のビジネス利益を守るための重要な仕組みとして、多くの合弁契約に組み込まれている。

B社から、20年前と比べて不動産価格が大幅に上昇しているため、この増加分を持分購入価格に反映させるべきだという主張が予想される。確かに、20年間で不動産価格は大きく上昇しているが、C社の土地と建物は事業用資産であり、事業が継続している限り実際に売却されることは考えにくい。そのため、流動性が極めて低いという点から、現在の時価をそのまま受け入れることはできないと反論する準備が必要である。B社が上記の論理を認めない場合、C社は現在の時価でB社に資産を売却し、その後それをリースする、すなわちセカンドリースバックを逆に提案することになる。しかし、B社が資金に余裕がない可能性が高いため、この案を受け入れることは難しいかもしれない。結果として、B社としては不動産価格の上昇分を持分売却価格に反映させることを断念せざるを得ない状況になる。

対立だけでは物事を進めることができないため、B社が受け入れ可能な妥協案を提示する必要がある。そのための解決策として、第三者機関による法定評価を提案することとなる。この方法により、客観的かつ中立的な基準に基づく価格評価が実施され、双方が納得できる解決策に到達する可能性が高まる。

中国の法定評価制度は、不動産や企業などの資産価値を評価するために設けられた制度である。この制度においては、公認された第三者評価機関が資産の価値を客観的に評価し、その結果を報告する。評価の基準は主に市場価値に基づき、物件の位置、状態、利用可能性、市場動向など様々な要素を考慮する。法定評価は、不動産取引、企業合併・買収、資産の担保設定、税務目的など、幅広い分野で利用される。特に不動産取引や企業の持分売却においては、公正な価格を設定する上で重要な役割を果たす。中国では、法定評価の実施にあたり、厳格な基準とプロセスが設定されており、評価結果の信頼性と透明性が保証されている。この評価は、取引当事者間の意見対立を解消し、合理的な価格での取引を促進するために重要な手段である。また、法定評価は保証業務の一環として位置付けられており、評価機関には当事者の恣意的な介入を排除する義務がある。中国では、この評価方法が広く用いられており、評価機関は公正かつ客観的な評価を行うために、独立性を保ち、様々な基準や市場データに基づいて資産の価値を算定する。

中国の法定評価制度でよく用いられる評価手法には以下の三つがある。市場比較法は、評価対象の資産と同様の特性を持つ他の資産と比較し、市場価値を推定する手法であり、主に不動産の評価に使用される。収益還元法は、将来の収益を現在価値に割り引いて評価する方法で、賃貸物件や事業体の評価に適している。原価法は、評価対象の再建築または再生産コストから減価償却を差し引いて価値を算定する手法で、独特な特性を持つ物件や市場取引例が少ない資産の評価に用いられる。これらの

手法は、資産の特性や市場状況に応じて選択され、しばしば複数の手法が併用される。中国では、これらの評価手法が法的要件や市場の慣行に基づいて適用され、公平かつ透明な資産価値の判定に貢献している。

A社は目標達成に向けて入念な計画と検討を行い、B社に合弁解消と持分買取の提案を行った。事前に立てられた対応策が功を奏し、法定評価に基づく持分買取価格についての合意がスムーズに進んだ。B社が国有企業であるため、役員たちが国有資産管理委員会に報告する際、自らの成果をアピールできるように、A社は法定評価額に加えて10%を上乗せして持分購入額を決定した。この結果、合弁解消は円満に進行し、C社はA社の完全子会社となった。

本連載では、これまで4回にわたり、アフターコロナ時代における中国国有企業との効果的な関わり方について考察してきた。提示された各事例は、合弁解消の際の戦略や交渉条件設定において、決まった答えがないことを示している。特に重要なのは、合弁パートナーが国有企業である場合、その独特の文化やビジネス環境の差異を深く理解し、状況を有利に導くための洞察力である。柔軟性を持ち、時には迅速に対応する能力は、交渉の成否を大きく左右する。互いの立場を理解し、相手のニーズに配慮することが、交渉を円滑に進めるための鍵である。と、これらの事例ははっきりと示している。こうした知見は、国際的なビジネスシーンにおいて、他の多くの場面においても応用可能であり、その価値は計り知れない。

以上

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社は、成長への潜在的な能力の扉を開くビジネスパートナーです。私たちは、これまで積み重ねてきた経験から、どのような企業にも必ず成長への潜在能力が秘められていることを知っています。そして私たちが、その潜在能力の扉を開くビジネスパートナーとして、企業の成長を支援しています。太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社は、太陽グラントソントングループの一員として2008年に誕生し、企業が直面する課題にグループのリソースを活用しワンストップでサービスを提供しています。

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 中国デスク パートナー 王 欣

2004年10月来日。日本国公認会計士・日本国税理士。2009年から2018年まで中堅監査法人にて上場会社およびIPO準備会社の監査業務に従事。2018年から2021年まで大手監査法人にてクローズポーター案件の財務DDに従事。2022年7月より現職。



《ご参考》チャイナビジネス関連レポート

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 10 月号(2023/10/10) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0169-XF-0105.pdf 23 年 11 月号(2023/11/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0170-XF-0105.pdf 23 年 12 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	厳しい局面が続く中国経済(2023/9/29) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as-230929.pdf 小刻みな調節が続く中国の金融政策運営(2023/10/3) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as231003.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.121(2023/3) 米中展望～米国のねじれ議会と習近平政権 3 期目を踏まえて～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2303-2304.pdf Vol.122(2023/7) サプライチェーン新戦略～欧米アジアそれぞれの展望～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2023_summer.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 690 号(2023/11/27) 商務部、外資企業への差別的扱いの整理を指示する書簡を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0743-XF-0105.pdf 第 691 号(2023/11/30) 上海市政府、「シルクロード EC」合作先行区の構築方案を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0744-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 139 号(2023/10/18) 7～9 月期 GDP は市場予想を上回る +4.9% https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0139-XF-0105.pdf 第 140 号(2023/11/21) 景気回復はスローペースが続く https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0140-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/10/20) 23 年 9 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0085-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/11/20) 23 年 10 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0086-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西楼8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮弁公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいささい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。